

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 13 日 (火) 第 149 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (情報政策課取扱い) 2

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第50号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則 (平成27年鹿児島県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「もの等」を「事務等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領 (平成26年 4 月 1 日学法第46号総務部長通知) 第 4 条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
(2) 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第 5 条の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第 4 条第 6 項を削り、同条第 5 項中「別表第 1 の 5 の項」を「別表第 1 の 6 の項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「別表第 1 の 4 の項」を「別表第 1 の 5 の項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「別表第 1 の 3 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領 (令和 2 年 4 月 1 日制定) 第 6 条第 1 項の専攻科支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
(2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

第 4 条第 7 項を削り、同条第 8 項中「別表第 1 の 8 の項」を「別表第 1 の 7 の項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「別表第 1 の 9 の項」を「別表第 1 の 8 の項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「別表第 1 の 10 の項」を「別表第 1 の 9 の項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「別表第 1 の 11 の項」を「別表第 1 の 10 の項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「別表第 1 の 12 の項」を「別表第 1 の 13 の項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

11 条例別表第 1 の 11 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第 4 条第 1 項の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第 7 条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 12 条例別表第 1 の12の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第69条の 2 第 1 項の登録の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 介護保険法第69条の 4 の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 第 5 条第 3 項中「別表第 2 教育委員会の項の 3」を「別表第 2 教育委員会の項の 5」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 2 項中「別表第 2 教育委員会の項の 2」を「別表第 2 教育委員会の項の 4」に改め，同項を同条第 4 項とし，同項の前に次の 2 項を加える。
- 2 条例別表第 2 教育委員会の項の 2 の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領（平成26年 6 月19日鹿教総第151号教育長通知）第 4 条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第 5 条の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 3 条例別表第 2 教育委員会の項の 3 の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領（令和 2 年 6 月 9 日鹿教総第141号教育長通知）第 3 条の専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領第 4 条の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第51号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「もの等」を「事務」に改め，同条第 1 項を削り，同条第 2 項中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる者に係る同項」に改め，同項を同条第 1 項とし，同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 2 条第 4 項第 2 号に掲げる者に係る同項の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領（令和 2 年 4 月 1 日制定）第 6 条第 1 項の専攻科支援金の受給資格の認定の申請の受理に関する事務

- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第 7 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の収入状況の届出の受理に関する事務

第 3 条第 8 項中「別表第 1 の 2 の項第 2 号」を「別表第 1 の 2 の項第 4 号」に改め，同項を同条第11項とし，同条第 7 項中「別表第 1 の 2 の項第 1 号」を「別表第 1 の 2 の項第 3 号」に改め，同項を同条第10項とし，同項の前に次の 2 項を加える。

8 条例別表第 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領（平成26年 6 月19日鹿教総第151号教育長通知）第 4 条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 鹿児島県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第 5 条の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 9 条例別表第 1 の 2 の項第 2 号の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領（令和 2 年 6 月 9 日鹿教総第 141 号教育長通知）第 3 条の専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鹿児島県立高等学校専攻科修学支援金交付要領第 4 条の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 第 3 条第 6 項中「別表第 1 の 1 の項第 6 号」を「別表第 1 の 1 の項第 7 号」に改め，同項を同条第 7 項とし，同条第 5 項中「別表第 1 の 1 の項第 5 号」を「別表第 1 の 1 の項第 6 号」に改め，同項を同条第 6 項とし，同条第 4 項中「別表第 1 の 1 の項第 4 号」を「別表第 1 の 1 の項第 5 号」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 3 項中「別表第 1 の 1 の項第 3 号」を「別表第 1 の 1 の項第 4 号」に改め，同項を同条第 4 項とし，同項の前に次の 1 項を加える。
- 3 条例別表第 1 の 1 の項第 3 号の規則で定める事務は，次のとおりとする。
- (1) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第 6 条第 1 項の専攻科支援金の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領第 7 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の収入状況の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 附 則
- この規則は，公布の日から施行する。